

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2024年2月28日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【増設雑固体廃棄物焼却建屋における火災報知器の発報について】 当社社員が、増設雑固体焼却建屋5階廃棄物貯蔵ピットの火災報知器の発報を確認。 監視カメラで現場付近を確認したところ、現場火元なしを確認していたが、水蒸気により現場確認ができなくなったため、消防へ通報を実施し、運転中の焼却炉を停止。 火災報知器の発報によって閉じた防火ダンパの一部を復旧し、廃棄物貯蔵ピットに滞留していた水蒸気の排気を継続的に実施していたが、視認性が確保できる状況まで水蒸気の滞留が解消に至らなかったため、より安全を考慮し、ピット内へ注水を開始。 廃棄物貯蔵ピット内に炎、および、廃棄物貯蔵ピット近傍の温度に上昇は確認されていない。 その後、廃棄物貯蔵ピット上部の温度が低下したこと、および、ピット内の伐採木チップがほぼ水没していることから、注水を停止。 水蒸気の滞留は減少傾向にあるものの、視認性が十分確保されていない状況のため、今後も排気を継続するとともに、現場状況を確認しながら必要に応じて注水を実施。 これまでも保管中の伐採木チップから湯気が発生することがあったが、急激な気温の変化で通常よりも多くの水蒸気が発生したと推定。 なお、消防により、「非火災」と判断。 また、周辺のモニタリングポスト等への影響は確認されていない。 今後の対応については、関係者で協議中。</p>	G I	2月22日	2024年6月27日 グレード変更 G II → G I 理由:原子力規制 庁より実施計画違 反と判断されたこ とから、不適合グ レードを「G I」へ 変更した。
2	<p>【既設多核種除去設備(A)高性能容器用制御盤の温度表示の不具合について】 協力企業作業員がパトロールの際、既設多核種除去設備(A)高性能容器の温度表示が他の温度表示の約12°Cと比べ約47°Cと高いことを確認。 現場にて温度測定をした結果、約12°Cであったため、当該温度表示の不具合と判断。 温度評価により、高性能容器の排出に影響がないことから、既設多核種除去設備(A)の運転に影響がないことを確認。 今後、当該制御盤を交換予定。</p>	G III	2月22日	